

2018.12

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

通信販売サイトによる詐欺にご用心

【事例 1】

インターネットで人気ブランドの洋服を検索すると格安通販サイトが一番目にでてきた。注文して個人名義の口座に代金を支払ったが、商品が届かない。電子メールで問い合わせても返信はなく、電話したら「現在使われておりません」とアナウンスされた。

【事例 2】

インターネット通販で海外ブランドの財布が半額だったので、注文してクレジットカードで支払った。商品は海外から直輸入される予定だったが届かず、税関から通知が届いた。問い合わせるとコピー商品（模倣品）と言われ、没収されてしまった。

【アドバイス】

事例はインターネットによる通信販売で、商品を発送せずにお金をだまし取ったり、偽物や粗悪品を送つたりする手口です。実在するショップを巧妙にまねた偽サイトも多く、本物との見分けが困難です。冬は特

にダウンジャケットやブーツなどで詐欺・模倣品サイトによる被害が多発するため10月には国民生活センターも注意喚起しました。

◆トラブル防止のチェックポイント

▷正規の値段より極端に安いサイトは疑う

▷サイトに正確な運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）の記載はあるか

▷サイトの文章やメールの日本語が不自然ではないか、またフリーメールではないか

▷支払い方法が銀行振込のみで、振込先が個人名義の口座ではないか

支払ったお金を取り戻すのは困難です。少しでも「怪しい」「おかしい」と思ったら一人で悩まず、まず柳川・みやま消費生活センターに相談してください。

問い合わせも、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2019.1

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

入浴中の事故にご用心

冬は、高齢者の入浴中の事故が多発します。浴室での「不慮の溺死及び溺水」による死亡者は、高齢になるほど増加しています。（右図参照）

事故は、持病がない人や前兆がない場合でも発生する恐れがあり、注意が必要です。入浴中の事故を防止するためのポイントは、以下のとおり

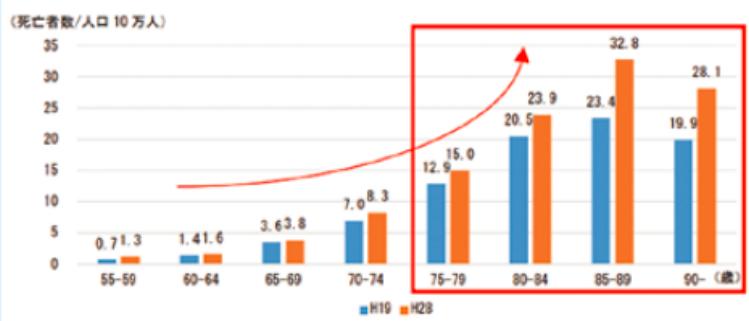
です。

1. 入浴前に脱衣所や浴室を暖める
2. 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にする
3. 浴槽から急に立ち上がらないようにする
4. 食後すぐの入浴、またアルコールが抜けていない状態での入浴は控える
5. 精神安定剤や睡眠薬などを服用した後の入浴は控える

※心配な人は入浴前に同居者に一声掛

けたり、見守りをお願いしたりすると安心です。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、平日の9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。



「家」「居住施設」の「浴槽」での「不慮の溺死及び溺水」による年代別・人口10万人当たりの死亡者数（平成19・28年）

消費者庁 11月21日 News Release より